

別紙 審査基準

項目	評価の着眼点	配点
1.提案業者の業務への理解・過去実績	【事業への理解】 県の考える事業の目的を理解し、本県オリジナル品種の特性や県産農産物の販売促進等に関する十分な知識を有しているか。	5
	【過去の実績等】 農産物の栄養成分表示や機能性成分等について十分な知識があるか。農産物の成分分析や物性分析、味覚分析等について、十分な知見・実績があるか。また、十分な実績のある企業と連携できる体制にあるか。	15
2 提案内容の的確性	【ユニークセリングポイント発掘のための分析内容等】 栃木県のオリジナル品種(もち麦、にら、いちご)の特長を発掘できる内容となっているか。また、各品種の特長を数値として見える化し、示せるような設計となっているか。	20
	【分析手法等の信頼性】 農産物の栄養成分分析に関し、食品表示基準の規定を満たす分析技術を十分有しているか。 また、他の分析項目についても分析手法などが確立されており、分析値が信頼できるものであるか。	20
	【分析した成分等についての評価】 各項目の分析値だけでなく、栄養面・調理面からのアプローチや総合的な講評なども含めて、県オリジナル品種の特長が評価ができるものであるか。	10
	【対象農産物のイメージ調査】 対象品目の評価や栃木県産農産物等へのイメージが分析できる調査ができる設計であるか。 また、偏りなく十分なサンプル数を確保できるアンケート方式であるか。	10
3 運営手法の確実性	【リスク対応】 公表する数値に係るクレームや知的財産権に係る事項等、管理体制は十分と考えられるか。	5
	【事業体制】 事業実施にあたり人員が十分確保され、適切なサンプリングや信頼性のある分析手法等により適正に事業活動を行うことができるか。	10
4 積算の妥当性	【経費の妥当性】 事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。	5
合計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

・評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。

・配点が20点、15点及び5点の項目は、10～1の評価基準の数にそれぞれ2.0、1.5又は0.5を乗じた数を得点とする。